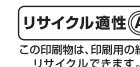


塩川地区第1区～第7区、姥堂地区
(別府・上江・藤の木を除く)

家庭ごみ収集カレンダー

指定日の朝6時から朝8時30分までに、指定の集積所に出してください。
※お住まいの地区以外の集積所には出さないでください。



（燃やせるごみ）
可燃ごみ

每週

月・木 曜日

可燃ごみの収集が国民の祝日、休日及び年末年始（12月31日～1月3日）に当たる場合は別紙「燃やせるごみ特別収集（振替収集）日程」にてご確認ください。

- ①使用済蛍光管・水銀体温計などの水銀使用廃製品、使用済小型家電、小型充電式電池、ライター、乾電池は市民生活課もしくは各総合支所に持ち込んでください。
- ②「燃やせるごみ」及び「プラスチック製容器包装」の袋は、一定の条件を満たせば専用袋以外でも使用することができます。詳しくは「喜多方市家庭ごみの分け方・出し方（保存版）」をご覧ください。
- ③家庭や事業所でのごみ焼却はやめましょう。また、事業所のごみは市で収集しません。許可業者に依頼してください。
- ④スプレー缶やカセットボンベは使い切って屋外で穴を開けてから、不燃ごみに出してください。
- ⑤指定袋に入らないものは粗大ごみとなります。粗大ごみ、家電リサイクル対象品、パソコンは集積所には出せません。
- ⑥一升びん（茶系の1.8ℓびん）やビールびん（ビール類の小びんを除く）はリターナブルびんのため、販売店に返却してください。
- ⑦詳しい分別の仕方は「喜多方市家庭ごみの分け方・出し方（保存版）」をご覧ください。

問 塩川総合支所 住民課 ☎ 27-2400

収 集 日		4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分	1 月 分	2 月 分	3 月 分
資 源 ご み	 空きカン ▶よごれは水洗い	1 日	7 日	3 日	1 日	5 日	2 日	7 日	5 日	2 日	6 日	3 日	3 日
	 空きビン ▶キャップをはずし水洗い ▶色分けする	8 日	13 日	10 日	8 日	13 日	9 日	15 日	11 日	9 日	14 日	10 日	10 日
	 ペットボトル ▶水洗い・キャップ・ラベルをとる 紙パック ▶中を洗い広げてひもで縛る	15 日	20 日	17 日	15 日	19 日	17 日	21 日	18 日	16 日	20 日	17 日	17 日
	 新聞・段ボール・その他紙類 ▶3 種類に分別し、ひもで縛る	22 日	27 日	24 日	29 日	26 日	30 日	28 日	26 日	23 日	27 日	25 日	24 日
不燃ごみ 市指定の「燃やせないごみ専用袋」をご使用 ください。		2 日 16 日	7 日 21 日	4 日 18 日	2 日 16 日	6 日 20 日	3 日 17 日	1 日 15 日	5 日 19 日	3 日 17 日	7 日 21 日	4 日 18 日	4 日 18 日
プラスチック製 容器包装		 ▶汚れているものは、水洗いし乾燥させる ▶容器包装とは商品を入れたもの(容器)や包んだもの(包装)であって、中身の商品を取り出した(使った)後、不要となるものをいいます											
毎週金曜日 ※国民の祝日、休日及び 12月29日～1月3日は 行いません。													